

教育・保育施設等 入所案内



真岡市役所 健康福祉部 保育課 保育係

〒 321-4395

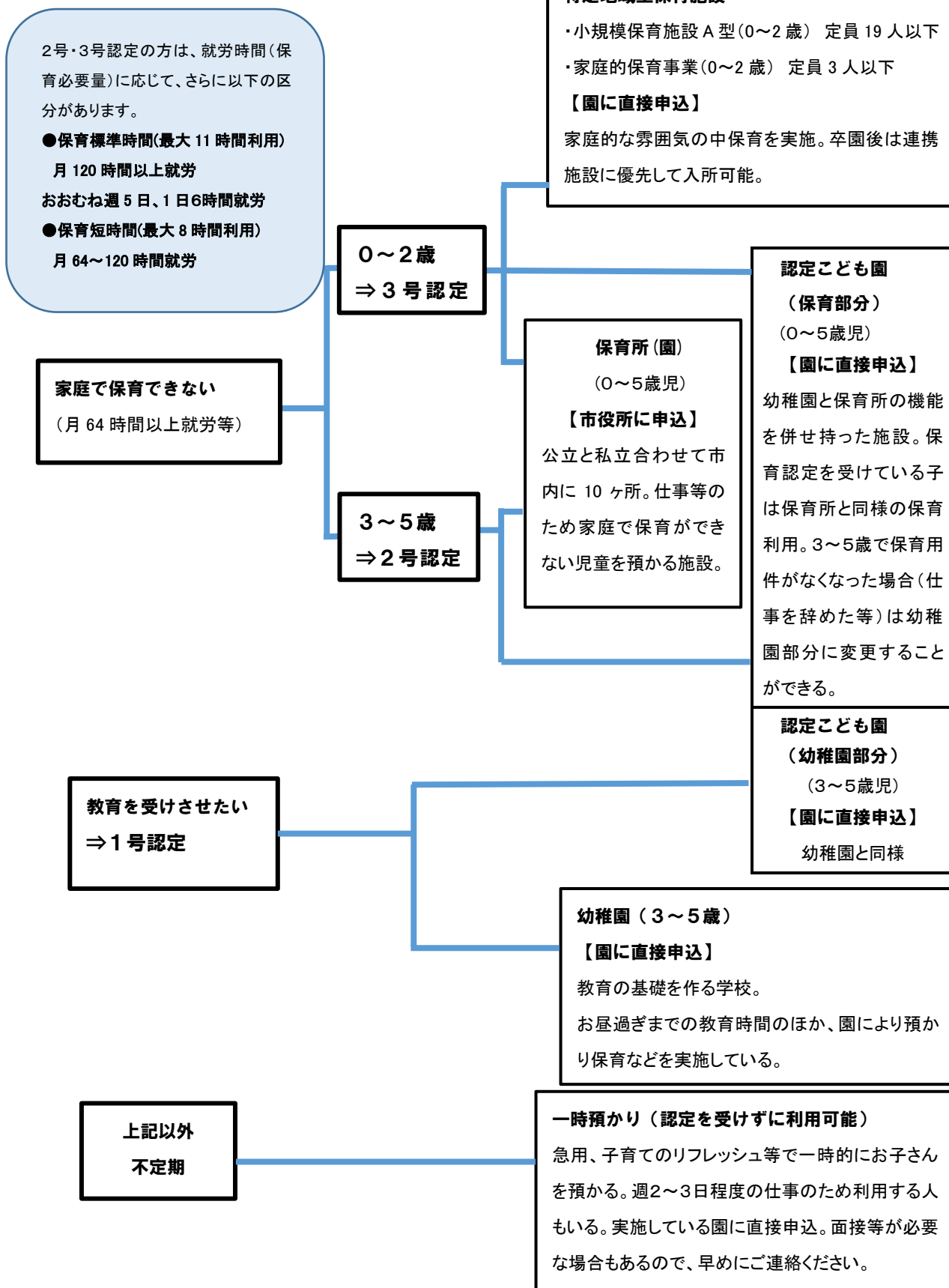
栃木県真岡市荒町5191番地

TEL : 0285-83-8035

目 次

◇保育サービスについて	．．．．．	P 2
◇保育が利用できる要件・保育内容	．．．．．	P 3
◇保育の利用について・支給認定・保育必要量	．．．．．	P 4
◇申込みに必要な書類	．．．．．	P 5
◇ならし保育・転入予定の方の申込・利用調整について	．．．	P 6
◇保育料について 0～2歳児クラス	．．．．．	P 7
◇保育料について 3～5歳児クラス	．．．．．	P 8
◇認可保育所利用にあたっての一般的な流れ	．．．．．	P 9
◇保育所入所後の注意点	．．．．．	P 10
◇申込書の記入例 表	．．．．．	P 11
◇申込書の記入例 裏	．．．．．	P 12
◇教育・保育施設等一覧	．．．．．	P 13
◇教育・保育施設等一覧 MEMO	．．．．．	P 14
◇保育所マップ	．．．．．	P 15

◇保育サービスについて



◇保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件

- ・保護者、児童が原則として真岡市の住民であること。
- ・保護者が保育を必要とする事由に該当すること。かつ、同居の親族やその他の方が、その児童を保育することができないと認められる場合。

保育認定の事由	保育標準時間 (1日最大 11 時間の保育利用が可能)	保育短時間 (1日最大 8 時間の保育利用が可能)
就労 ※ 1	就労時間が 1 か月あたり 120 時間以上	就労時間が 1 か月あたり 64 時間以上 120 時間未満
求職活動 (3 か月) ※ 2		○
育児休暇取得時の継続利用		○
妊娠・出産 (3 か月)	○	
災害復旧	○	
虐待・DV	○	
就学	就労に準じる	
保護者の疾病・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
同居親族の介護・看護	証明書・診断書・状況等によって判断	
その他市町村が認める場合	状況によって判断	

・身体虚弱等、その他の理由で集団保育に支障が認められるお子さんについては、入所を承諾できない場合があります。

※ 1 「就労」を事由とする場合、就労時間が 1 か月あたり 64 時間未満の場合は、保育を必要とする認定に該当しません。

※ 2 求職理由による保育所利用は入所後 3 ヶ月以内に月 64 時間以上の就労することが条件です。

◇保育内容

○保育年齢

おおむね生後 8 週経過後から就学前の乳幼児 (施設により異なります)

注 1) 西田井保育所は生後 10 ヶ月経過後からのお預かりになります。

○保育時間及び休日

保育時間：教育・保育施設等一覧のとおり (13 ページ)

休日：日曜日、祝日、年末年始

○食事とおやつ

3 歳未満児は給食の他に、10 時と 3 時におやつがでます。

3 歳以上児は給食の他に、3 時のおやつがでます。

◇保育の利用について

保護者が就労や病気、介護等「**保育を必要とする理由**」に該当することにより、お子さんにとって保育が必要と認められる場合、保護者に代わって保育施設で保育をします。

したがって、「しつけのため」「集団保育を経験させたい」等の理由では、申し込むことができません。また、保育を必要とする理由に該当しなくなった場合（仕事を辞めた等）は原則退所となります。

◇支給認定申請について

保育施設を利用するためには、保護者の申請により、支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

（１）支給認定区分

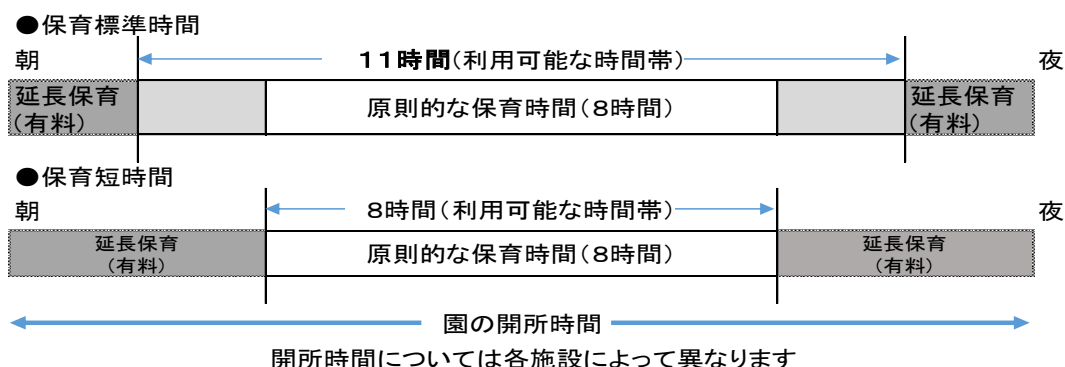
区分	区分の内容	利用できる施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上で保育の必要性のない児童	幼稚園・認定こども園
2号認定 保育認定	3歳以上で保育の必要性のある児童	保育所・認定こども園
3号認定 保育認定	3歳未満で保育の必要性のある児童	保育所・認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業・家庭的保育事業)

◇保育必要量の認定

保護者の就労時間等により次のいずれかの利用時間となります。

- ・「**保育標準時間認定**」⇒1日に最大11時間、保育施設・事業を利用可能
就労の場合、1か月あたり120時間以上勤務
- ・「**保育短時間認定**」⇒1日に最大8時間、保育施設・事業を利用可能
(ただし、延長保育を利用する場合は、8時間以上の利用が可能です。)
就労の場合、1か月あたり64時間以上120時間未満勤務

【保育の利用時間について】



◇申込みに必要な書類

○公立・私立保育所

提出必要書類（様式はホームページでも入手可）

- 1) 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書
（児童1人につき1部）
- 2) 保育所入所申込調書
- 3) 家族全員のマイナンバーカード（個人番号 通知カード）
- 4) 申請者の身分証明書（運転免許証、パスポート等の写真付のもの）
- 5) 利用者負担金（保育料）の滞納に係る児童手当現金支給承諾書
（0～2歳児のみ）
- 6) 施設利用に関する確認書
- 7) 保護者等の状況を証明する書類（下記のとおり）

区 分	添 付 書 類
外勤（内職・育休含む）	就労証明書 ※ 産休・育休を取得の場合は期間が明記されているもの（復職日の前月から入所申込可能）
外勤（就労予定）	就労証明書（就労予定証明書）
自営業	自営申立書 と開業届または申告書の写し等
農業従事	農業従事者証明書と申告書の写し等
妊娠中であるか、出産後間もないこと （出産予定日の前後最大3ヶ月間利用）	新生児の母子手帳（表紙及び出産予定日のわかるページ）
病気・障害 ※①または②	① 通院証明書または診断書、治療計画のわかるもの等 ② 障害者手帳のコピー
看護・介護 ※必要に応じて	通院証明書または診断書 介護保険被保険者証の写し、サービス内容のわかるもの
就学・技能習得している	在籍を証明できる書類のコピー カリキュラム表等、日中保育ができない時間・日数が確認できるもの
求職中	ハローワークカードのコピー等求職活動が確認できるもの 保育所入所申込調書に活動状況を具体的に記入 ※入所できた場合、3ヶ月以内に証明書の提出がないと退所になります。
お子様が身体障害・療育手帳を交付されている場合・通院中の場合	障害者手帳のコピー 専門機関などの診断書又は意見書等

※証明書等は65歳未満の同居家族（同一敷地内居住）すべて必要になります。

○保育所入所申込書類の提出先

保育課 午前8時30分から午後5時15分まで

○認定こども園・特定地域型保育施設（小規模保育施設・家庭的保育施設）

施設に直接申込み（申し込みに必要な書類等は各園で配布しています。）

◇ならし保育について

保育所では、入所後、児童が無理なく保育所生活に慣れるために「ならし保育」の期間があります。生活環境の急激な変化により、児童にとって大きな負担がかかります。そのため、最初は数時間程度の保育から始めて徐々に時間を長くしていきます。ならし保育の時間や期間については児童の状態などによって異なりますので、入所する施設にご相談ください。ならし保育のため、育児休業明けの場合、復職日の概ね20日前の属する月から入所申込が可能です。

◇真岡市に転入予定の方の申し込みについて

転入予定の方の申し込みは、以下の要件が必要です。

- ①真岡市の転入先(住所)が決まっており、転入することが確実である
- ②「売買契約書」または「賃貸契約書」の物件引渡日が入所希望月の前月末日まで
- ③ ②の期日までに真岡市への転入手続きが完了している

※「売買契約書」または「賃貸契約書」の写しを提出していただきます。

※保育料決定のために課税証明書等の税資料が必要な場合があります。

※マイナンバーの記入漏れにご注意ください。

◇利用調整について

- ・利用調整は、保育要件の優先度の高い方から行います。
- ・希望の状況によっては、希望する施設を利用できない場合もあります。
- ・入所の調整ができた方については、保育所(園)と面接を行っていただきます。
- ・面接の結果、集団保育に支障がないと認められた方については入所承諾通知を郵送します。

※入所希望を取り下げる場合は、お早めにご連絡をお願いします。

◇保育料について

0歳児クラスから2歳児クラス

(1) 保育料について（市民税非課税世帯は無償化の対象となります。）

◆公立・私立保育所

・保護者の市民税所得割額で階層が決まり、真岡市保育料徴収基準額表により保育料が決定されます。（父母に十分な収入がなく、同居の祖父母が主たる生計維持者の場合は、祖父母のどちらか市民税所得割額の高い方を算定に含みます。）

◆認定こども園・特定地域型保育施設（小規模保育施設・家庭的保育施設）

・金額は、児童の居住する市町の保育料徴収基準に準じて算定されます。

(2) 保育料の請求 ※原則口座振替です。

・公立・私立保育所の保育料は、真岡市が請求します。

・認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設の保育料は、利用する施設が直接請求します。

注1) 保育料は月単位です。毎月1日に在籍している方はその月の出席・欠席や途中退所でも1ヶ月分がかかります。

注2) 特別な保育（延長保育など）を利用すると別途、利用料がかかります。

注3) 保育料のほかに、各施設が集める雑費等がかかります。

(3) 保育料の決定

4月～8月の保育料 前年度の市民税所得割額から算定	9月～翌年8月の保育料 当年度の市民税所得割額から算定
-------------------------------------	---------------------------------------

9月分の保育料から、算定に用いる税額年度が切り替わるため、「利用者負担額（保育料）決定通知書」を送付します。

(4) 保育料滞納に対する児童手当の取扱いについて（公立・私立保育所）

・保護者の方に負担していただいている保育料は、保育園の運営やサービスの向上にあたり必要不可欠な料金です。

・保育料に滞納がある場合、年3回支給される児童手当からの納付をお願いしております。

・保育料を期限内に納付されている方とされていない方の公平性を確保するため、趣旨をご理解の上、保育所入所申請時に下記の書類をご提出ください。

【提出書類】

「利用者負担金（保育料）の滞納に係る児童手当現金支給承諾書」

注1) 0～2歳児クラスに申込みの場合のみ提出いただきます。

注2) 保育料に滞納がある場合、児童手当を現金支給に切り替え、支給される児童手当から未納分の保育料をお支払いいただきます。

◇保育料について

3歳児クラスから5歳児クラス

(1) 保育料について

- ◆公立・私立保育所
 - ・保育料無償化の対象となります。
- ◆認定こども園
 - ・保育料無償化の対象となります。

(2) 対象経費

利用施設別の無償化対象経費

(○=対象、△=保育の必要性がある場合のみ対象、×=対象外)

利用施設	保育料	延長保育	その他※1
認定こども園（教育部分）	○	△※2	×
保育所（公立・私立）	○	×	×
認定こども園（保育部分）			

※1「その他」とは、施設の管理費や、通園バスの利用料や行事等に係る費用などです。

※2「保育の必要性がある場合」とは、3ページの「保育所(園)・認定こども園(保育部分)・地域型保育施設が利用できる要件」と同等になります。

(3) 給食費について

- ・給食費には主食費（ごはん、パン等）と副食費（おかず、おやつ）があります。
- ・副食費について年収360万円未満相当世帯の子どもについては、免除されます。
- ・副食費について年収360万円以上相当世帯で免除対象者となるのは、下記のとおりです。

副食費免除対象者

- ・認定こども園(幼稚園利用)：小3までの子どもから数えて第3子以降の子ども
- ・認定こども園(保育利用)：就学前の子どもから数えて第3子以降の子ども

・上記に該当しない場合の第2子以降の子どもは、4,500円を上限に補助があります。

・副食費の免除対象者や補助対象者には、通知書を送付します。

◇認可保育所(園) (2号・3号) 利用にあたっての一般的な流れ【随時】

申請書の 受付	入所希望月の前々月末まで受け付けます。 育児休業明けの場合、ならし保育があるため復職日の概ね20日前の月から入所申込が可能です。
------------	---



書類の確認・ 選考	保育を必要とする要件を総合的に審査し、保育の必要性が高い方から各施設の受入可能数の範囲内で入所者を選考します。
--------------	---



保育認定	入所可能・不可に関わらず、支給認定証を交付します。★内定の通知ではありません これは、申請書や勤務証明等の添付書類に基づき、認定します。 2号認定(3歳以上)・3号認定(3歳未満) 就労時間等により 保育短時間または保育標準時間に区分されます。
------	--

※支給認定証の発行は子供・子育て支援法第20条第6項で「申請のあった日から30日以内に」発行することとなっておりますが、同項但し書きにおいて、「申請にかかる保護者の労働又は疾病の状況の調査に日時を要することその他特別な理由がある場合」には延期することができる旨が定められていることから、本市において、支給認定証は、利用調整結果送付日に同封で発行いたします。あらかじめ、ご了承くださいますようお願いいたします。



入所内定・ 保留	入所希望月の前月上旬に結果を送付いたします。 入所内定通知または保留通知を郵送します。 ●内定の場合 公立保育所は市から面接の案内を郵送、私立保育園は園から直接面接の連絡があります。 ●保留の場合 毎年3月までは、希望する施設の欠員が出るたびに月1回利用調整を行い、 入所可能な場合のみ通知します。 申込書の有効期限：毎年3月末まで(出産理由の場合は除く) 4月以降は改めて申込が必要です。
-------------	---



面接	入所を決定するための面接です。入所予定の保育所(園)で実施しますので、必ずお子様と一緒に出席してください。 ※6月以降に入所希望の場合は、入所前月に面接を行います。
----	--

入所前月中



入所決定	面接の結果、保育所(園)で受入可能であれば、入所承諾通知を送付します。
------	-------------------------------------

入所前月下旬



入 所



ならし保育	入所は毎月1日付けで入所となります。 お子様が集団生活をするには徐々に慣れる時間が必要です。 ならし保育期間は保育時間が短くなりますので、各施設とご相談ください。
-------	---

保存版

保育所(園)入所後の注意点

こちらの注意事項をよくお読みの上、お子様の卒園まで保存いただき、手続きの際の資料としてご活用ください。

下記の変更事由に該当した場合は、必ず保育所(園)へ連絡し、必要書類のご提出をお願いいたします。

なお、提出済みの書類に虚偽(実態が異なること)が判明したときには、退所となることがあります。

真岡市保育課保育係 0285-83-8035

	説 明	必要書類
①就労先が変わった 就労時間が変わった	就労証明書の就労時間が、月64～120時間の場合は保育認定区分が 短時間 、120時間以上の場合は 標準時間 になります。保育所に預けられる時間が変わります。保育料も変わる可能性があります。	支給認定変更申請書 就労証明書
②短時間認定で在園しているが、就労時間が1か月あたり120時間以上となったため認定区分を標準時間に変更したい。	認定区分の切り替えは支給認定申請書提出月の翌月に変更となります。認定変更する必要がある場合は変更希望月の 前月末まで に、支給認定書申請書にその旨を記載のうえ、就労証明書とともにご提出ください。 (例)4月2日に変更手続きを行った場合 ⇒5月1日から認定区分変更	支給認定申請書 就労証明書
③仕事を辞めた ※退職後1週間以内に手続きをしてください。	原則として、退職した当月末で、保育所(園)を退所することになります。 引き続き入所を希望する場合 保育認定短時間に変更の手続きをしてください。退職月から3ヶ月以内に就労を開始し、新たな就労先の就労証明書を市役所に提出してください。 ⇒⑥求職中の期限付き入所の場合へ	退所届 支給認定変更申請書 ハローワークカードの写し
④家族構成が変わる 姓が変わる ・結婚・同居 ・離婚	同一住所で別世帯の場合も、同居の家族とみなし、手続きが必要です。婚姻はしていないが同居の場合も含まれます。 新たに保護者になる方が1月2日以降に真岡市へ転入した場合 ひとり親となった場合は、保育料を算定し直します。	支給認定変更申請書 同居する人の就労証明書 市町村民税課税証明書 *時期によって、必要な年度が異なります。保育課にお問合せください 支給認定変更申請書 戸籍謄本
⑤妊娠した ・育児休業を取得する場合 ・妊娠で退職する場合	育児休暇期間中は上の子の保育認定を短時間に変更してください。保育料が変わる可能性があります。 (支給認定変更申請書・就労証明書を提出し手続きが必要です) 出産日から起算して8週目の最終日が属する月の末日で退所です。⇒⑦出産のための入所へ	就労証明書(育児休業の期間が記載されているもの) 母子手帳の写し 退所届
⑥退所(園)する場合 市外へ転出する	退所をする場合は、退所希望月の10日までに提出してください。 住民異動をした当月末で、退所することになります。 現在入所している保育所(園)に継続して入所希望する場合は、 真岡市民 としての退所届を提出し、新たに転出先の自治体で広域利用の入所申込みをしてください。	退所届 退所届
⑦求職中の入所 (入所期限有)	入所後3ヶ月以内に月64時間以上の仕事につくことが条件です。 就労しなかった場合や、月64時間に満たない就労の場合は退所になります。	支給認定変更申請書 就労証明書
⑧出産のための入所 (入所期限有)	出産予定日から起算して、出産後8週目の最終日が属する月の末日までの期限付き入所となります。 出産を理由とした入所は、期限を迎えた時点で退所となります。延長はありません。	母子手帳の写し *予定日の記載があるページと父母の氏名が確認できるページ

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼施設利用申込書

(新規) 変更

記入例表

【保育標準時間・保育短時間(2・3号)認定用】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

保護者氏名 真岡 一郎

(真岡)

真岡市福祉事務所長 殿

受付番号

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

変更箇所

申請児童	氏名	生年月日	性別	(4.1時点) 年齢	認定者番号 ※既に認定済みの場合
	モカ ハナ 真岡 花	〇〇年〇月〇日生	男・(女)	0歳	
保護者	(住所) 真岡市荒町5191番地 真岡アパート101号室				
	連絡先電話番号①(父・母・自宅) 82-1111		連絡先電話番号②(父・母・自宅) 090-1234-5678		
	前年1月1日の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 上記に同じ	<input type="checkbox"/> 異なる(住所 父 東京都〇〇区△△アパート〇号)		

①保育の利用を必要とする理由等

保護者が単身赴任等で別居している場合は、住所を記載してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復興 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)や、その他の内容を記入
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復興 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input checked="" type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他 具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況など)や、その他の内容を記入	〇月まで育児休暇取得中

②申請児童の情報

障害者手帳の情報	(無)・有(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害)
アレルギー情報	無・(有)(卵)
その他特記事項	(無)・有()

園に知っておいて欲しいことなど記載してください。定期的に通院している場合などは診断書を添付してください。

③世帯の状況

ひとり親世帯等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当・該当(□ひとり親世帯等 □在宅障害児(者))
生活保護の適用の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 該当・該当(年 月 日保護開始)

区分	氏名	生年月日	性別	児童との続柄	職業又は学校名等	個人番号(マイナンバー)
申請児童の世帯員	(ふりがな) 真岡 花	平成〇年〇月〇日生	男・(女)	本人		444444444444
	(ふりがな) 真岡 一郎	平成〇年〇月〇日生	(男)・女	父	会社員	111111111111
	(ふりがな) 真岡 愛	平成〇年〇月〇日生	男・(女)	母	保育士	222222222222
	(ふりがな) 真岡 優	平成〇年〇月〇日生	(男)・女	兄	〇〇保育園年中	333333333333
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女			
	(ふりがな)	年 月 日生	男・女			

同じ敷地内に同居している人を記入してください。(住民票の世帯が別であっても記入が必要です)

④同居でない祖父母の状況

申込児童の祖父母の氏名		生年月日	住所	別居等の別	健康状況	職業等
父方	祖父	真岡 太郎	SO年〇月〇日	宇都宮市埴田123番地	(別居)・死亡	(普)・弱・障 会社員
	祖母	真岡 良子	SO年〇月〇日		(別居)・死亡	(普)・弱・障 無職
母方	祖父	栃木 実	SO年〇月〇日	真岡市荒町1-1-1	(別居)・死亡	(普)・弱・障 自営業
	祖母	栃木 いち子	SO年〇月〇日		(別居)・死亡	(普)・弱・障 自営業家族従事者

(表面)

⑤ 記入例 裏		園、希望する施設（事業者）名		変更箇所
利用を希望する期間		令和〇〇年〇〇月1日から <input checked="" type="checkbox"/> 就学前まで <input type="checkbox"/> 年 月 日 まで		
希望する利用曜日・時間・区分	利用曜日	利用時間	利用区分(※1)	
	利用曜日 (○をつけてください) 月 火 水 木 金 土	7時30分 から 18時00分 まで	<input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間	
利用を希望する施設（事業者）名(※2)	施設（事業者）名・希望理由(※3)			
	第1希望 〇〇保育園	(希望理由) 兄が在園しているため		
	第2希望	(希望理由) きょうだいがい既に在園している園以外にも記入がある場合は、きょうだい別園も可とみなします。		
その他の状況	1. 兄弟姉妹で同時に利用申込をする場合		※兄弟姉妹が同時に入園を申し込んでいる場合、同時に同じ園に入園が難しい場合があります。その場合、どのように考えるか、下記にチェックしてください。	
	2. 産前産後休暇又は育児休業明けで申し込んでいる場合		希望する園への入園が不承諾となった場合、「育児休業等に関する法律」に基づく育児休業の取得、又は期間延長は可能ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ※「はい」を選んだ方は、下記に期間を記入してください。 (〇〇年 〇〇月 〇〇日まで取得(延長)可能)	
認可外や託児所を利用して仕事を開始した場合は、選考に影響がありますので、改めて就労証明書の提出をお願いします。		認可外保育所・託児所などを利用して、仕事を開始する。 <input type="checkbox"/> 入園できるまで、仕事を始めるのを遅らせる。(求職中・就労内定の場合) <input type="checkbox"/> 祖父母(同居・別居)に保育してもらおう。 <input type="checkbox"/> その他()		
<p>(※1) 保護者の月平均勤務時間が64時間～120時間以内の時は短時間 120時間以上の時は標準に✓をつけて下さい。</p> <p>勤務時間では短時間相当であっても、通勤時間等のために標準時間を希望する場合は保育課にご相談ください。</p> <p>署名欄</p> <p>型保育給付費の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。</p> <p>保護者氏名 真岡 一朗 (真岡)</p>				
※施設記載欄(幼稚園等を経由して市町村に提出する場合)				
受付年月日		年 月 日		
施設(事業者)名		(担当者)		
担当者氏名 連絡先		(連絡先)		
入所契約(内定)の有無		有(契約・内定(〇年〇月〇日契約(内定))) ・ 無		
備考				
※市記載欄				
支給認定	可・否	認定日	年 月 日	施設利用
	認定区分	2・3号	利用区分	
		可・否	決定日	年 月 日
		利用期間	自	年 月 日
			至	年 月 日
(裏面)				

◇教育・保育施設等一覧

○公立保育所⇒市役所に申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
1	真岡保育所	台町 2823-1	82-2200	170	0～5 歳	7:30～19:00
2	中村保育所	長田四丁目 7-3	82-4003	106	0～5 歳	7:30～19:00
3	西田井保育所	西田井 1528-2	83-1043	45	0～5 歳	7:30～19:00
4	物部保育所	物井 748-2	75-0305	80	0～5 歳	7:30～19:00

注1) 生後8週経過後の翌月からお預かり(但し、面接時に判断する場合あり)

注2) 西田井保育所は生後 10 ヶ月経過後の翌月からお預かり

○私立保育所⇒市役所に申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
5	西真岡保育園	熊倉一丁目 14-3	84-1313	224	0～5 歳	7:00～20:00
6	真岡めばえ保育園	八木岡 250-1	82-3955	120	0～5 歳	7:00～20:00
7	萌丘東保育園	東郷 390	82-1437	90	0～5 歳	7:00～19:00
8	西真岡第二保育園	伊勢崎 438-1	80-1760	120	0～5 歳	7:00～19:00
9	にのみや保育園	久下田西一丁目 1	73-2200	100	0～5 歳	7:00～19:00
10	真岡あおぞら保育園	長田 1315-6	82-5347	90	0～5 歳	7:00～19:00

注1) 入所月齢は施設により異なります。

○私立認定こども園⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
11	真岡ふたば幼稚園 いちごの杜保育園	東大島 1081	84-5151	140	0～5 歳	7:00～20:00
12	牧が丘幼稚園	西高間木 515	84-2353	214	0～5 歳	7:00～18:30
13	せんだん幼稚園	久下田 794	74-0252	90	0～5 歳	7:00～19:00
14	にのみや認定こども園	久下田 1751	74-3021	90	0～5 歳	7:00～18:30
15	高ノ台幼稚園	台町 2323-1	82-2325	165	0～5 歳	7:00～19:00
16	真岡ひかり幼稚園	寺内 75	82-3982	129	0～5 歳	7:00～19:00
17	萌丘幼稚園	熊倉町 4795-3	84-2622	84	0～5 歳	7:00～19:00
18	にしだ幼稚園	飯貝 178	82-1174	91	0～5 歳	7:30～18:30

注1) 入所月齢は施設により異なります。

○小規模保育事業—A型 ⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
19	ちびっこランド イオンタウン真岡園	台町 2668	81-3651	19	0～2 歳	7:30～19:00
20	にじいろ保育園	上大田和 1313	81-5022	19	0～2 歳	7:30～19:00
21	スマイル保育園	熊倉三丁目 40-2	81-3414	19	0～2 歳	7:30～19:00

注1) 入所月齢は施設により異なります。

○家庭的保育事業 ⇒園に直接申込み

	施設名	住 所	電 話	定員	年 齢	開所時間
22	家庭的保育所 「かあかんハウス」	熊倉町 4834 番地 7	080- 4326- 8415	3	0～2 歳	7:00～18:00

MEMO



